

ASOS 会員規約

本規約は、株式会社オービックビジネスコンサルタント（以下、「OBC」と言う。）が会計人向けに提供する会員制パートナー支援制度の利用に関して適用されるものとします。

1.総則

名称:本パートナー制度は、ASOS(アソス)と称します。
所在:ASOS事務局はOBC内、またはOBCが定める場所におきます。

2.意義

ASOSとは、税理士・公認会計士・社会保険労務士・ファイナンシャルプランナーおよびそれらの事務所が、現在および将来のOBCユーザーの業務支援を行う場合のパートナー制度です。

3.活動

ASOS事務局は、以下の活動を行います。

- 3-1 入会の勧誘、拒否、登録、抹消。
- 3-2 OBC製品・情報の提供。
- 3-3 各種セミナーの開催。
- 3-4 OBC製品の販売。
- 3-5 その他会員に有益な情報の提供。

4.会員

4-1 入会資格

ASOSへの入会資格は、税理士事務所または公認会計士事務所を代表する税理士または公認会計士および社会保険労務士・ファイナンシャルプランナーが経営する事務所、またはこれらの者が所属する事務所とします。

これらに準ずるものとして、会計事務所の関連法人もしくは団体であっても入会できます。なお、関連する法人名等で入会する場合には、日本税理士会連合会もしくは、日本公認会計士協会に届出をした事務所名を併記することが必要となります。

税理士法人もASOSに入会することができます。ひとつの税理士法人において複数の所在地にて入会を希望する場合は、事務所所在地単位となります。

上記規定は本店の入会を拘束するものではなく、本店が入会しなくとも支店だけで入会することができます。

4-2 会員サービスおよび特典

OBCは、ASOS会員に対して、会員期間中「ASOSウェブサイト（<http://www.obc.co.jp/partner/asos/>）」へ掲載したサービスおよび特典を提供するものとします。またOBCより提供した全てのシステムならびに媒体を含む原資料は使用权を許諾したものであり、所有権を譲

渡したものではありません。退会時には全て廃棄していただきます（優待販売で購入した製品は除く。）

4-3 会員の義務

- ①ASOS会員は、入会時の登録内容に変更があった場合は、速やかにASOS事務局に文書もしくはメールで届け出るものとします。届け出のない場合には、サービスの提供ができない場合があります。
- ②ASOS会員は、不正の目的をもってASOSを利用してはなりません。また、ASOSから得た情報は、第三者に提供したり、複製物を作成したりすることはできません。ASOS会員の登録が抹消された場合には、直ちにOBCから提供されたすべてのシステムおよび情報が保存されている媒体を抹消するならびに廃棄しなければなりません。
- ③ASOS会員がOBCのソフトウェア、付属品、消耗品、サービス等の販売を行う場合には、別記の「OBC取引基本約款」の条項に従うものとします。

5.入会と脱退

5-1 入会手続き

入会の手続きは、ASOSウェブサイトに掲載してある本規約をご一読いただき、「ASOS入会登録申込サイト」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。申込み受理後、ASOS事務局から所定の入会金および年会費（スタートキットのタイプにより異なる。）またスタートキットの追加ライセンス（以下、「追加ライセンス」と言う。）を希望なされた場合は追加ライセンス使用料の内容をメールにてご案内させていただきます。また別途、請求書を送付します。

ASOS会員の登録日は、お申込をいただいた日をいいます。また、スタートキットが届いた日をもって4-2に定める会員サービスの提供が開始されます。但し、サポートサービスに関してはASOS事務局よりメールにて登録完了通知の案内が届いた日より開始されます。また、会員資格の有効期間の起算日は、登録日の翌月1日からとなります。

5-2 有効期限と自動更新

会員資格の有効期限は有効期間起算日の1日から1年間とします。登録された会員資格は、2年目以降自動更新となります。有効期限2ヶ月前と1ヶ月前に二度、ASOS事務局より更新に関する案内をメールにてご連絡させていただきますので有効期限満了までに翌年分の年会費（スタートキットのタイプにより異なる。）また追加ライセンスを継続してご使用になる場合は追加ライセンス使用料を一括でお支払ください。

5-3 登録資格の喪失と登録の抹消

以下のいずれかの条項に該当するとASOS事務局が認めた場合、OBCは会員へのメールによる案内をもって登録を抹消することができます。その際、すでに納付されている入会金・年会費また追加ライセンス使用料の返還は行いません。

- ①入会申込等、ASOS事務局に提示された内容に虚偽の申請がある場合。
- ②ASOS会員番号を不正に使用し、あるいは使用された場合。
- ③本規約に定める重大な事項に違反し、あるいはASOSの運営を妨害した場合。
- ④その他、ASOSの業務に重大な影響を与える危険性がある場合。
- ⑤年会費の支払いを怠った場合。
- ⑥8.反社会的勢力の排除の定めに抵触した場合。
- ⑦OBCが会員として不適当と判断した場合。

5-4 会員の退会

会員はASOS事務局に文書にて通知することで退会ができます。ただし、すでに納付されている入会金、年会費(スタートキットのタイプにより異なる。)、追加ライセンス使用料の返還は行いません。またスタートキットとしてご提供した製品(全てのライセンスを含む。)では、一般ユーザーと同様のアップグレードならびに保守契約の価格は適用されません。

6.入会金・年会費・スタートキット・追加ライセンス

6-1 入会金・年会費・スタートキット・追加ライセンス

ASOS会員に対する入会金・年会費(スタートキットのタイプにより異なる。)また追加ライセンスを希望なされる場合の使用料は別途、ASOS事務局よりご案内する金額とします。また入会時にASOS事務局より提供されるスタートキットは各製品1ライセンスの使用権を許諾したものです。

入会時には入会金・年会費(スタートキットのタイプにより異なる。)また追加ライセンスを希望なされる場合は追加ライセンス使用料を全額一括納入していただきます。OBCより送付する請求書にて納付してください。

翌年からは年会費(スタートキットのタイプにより異なる。)また追加ライセンスを継続して使用なされる場合は追加ライセンス使用料を全額一括納入していただきます。ASOS事務局よりメールにてご案内する内容にて納付してください。

なお、お支払い頂いた入会金・年会費・追加ライセンス使用料は、理由の如何にかかわらず返還致しません。

6-2 スタートキットのタイプ変更

入会時に選択したスタートキットのタイプ変更は原則不可とします。但し、ASOS事務局の都合でスタートキットのタイプ変更が止むを得ない場合は、別途ASOS事務局よりメールにて案内をした内容とします。

6-3 追加ライセンスの増減

追加ライセンスの使用につきましては、有効期間内および更新時での増加は随時可能ですが、減少は更新時のみ可能となり、翌契約期間から追加ライセンス使用料が減額となります。

6-4 再入会

再度、入会を希望される場合には入会金・年会費(スタートキットのタイプにより異なる。)、および追加ライセンスを希望なされる場合は追加ライセンス使用料が必要です。

7.規約の変更その他

7-1 規約の変更

本規約(パートナー支援制度の内容等含む)は、適宜変更できるものとします。変更内容の告知はASOSウェブサイトにて行うものとします。

7-2 会計事務所ナビゲーション

ASOS会員は、OBCのウェブサイトにてその情報を公開することができますが、その公開はASOS会員の責任において行うものとします。会計事務所ナビゲーションの利用に基づいて直接または間接に生じたASOS会員、利用者または第三者の損害については、OBCは一切の賠償その他の責任を負いません。

7-3 免責

OBCおよびASOS事務局が認めた原資料の提供者は、ASOS会員に対して、ASOSから提供されるサービスの品質の完全性や有用性につき、いかなる保証も致しません。OBCおよびASOS事務局が認めた原資料の提供者は、ASOSのサービスの利用により発生したASOS会員または他者の損害およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。また、ASOS事務局は、ウェブ上等の掲載内容について、不適切なものがある場合、直ちにこれを排除する場合があります。この場合、ASOS事務局は、当該行動によるいかなる損害賠償義務も負わないことにします。

7-4 提供情報

ASOS事務局が提供する情報および内容の一部はOBCの都合により適宜中止ないし中断することがありますが、この場合にも会費の返却はせず、またOBCおよびASOS事務局が認めた原資料の提供者はいかなる責任も負いません。

7-5 譲渡禁止等

ASOS会員は、その有する権利を第三者に担保提供、譲渡、名義変更は出来ないものとします。

7-6 情報サービスの中断・遅延

OBCのサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由により、ASOS事務局からの情報サービスの中断、遅延等が発生し、その結果ASOS会員が損害を被った場合においてもOBCは一切の責任を負わないものとします。

7-7 秘密保持

ASOS会員は、本規約（OBC取引基本約款を含む。）に関連してOBCから書面又は口頭によるかを問わず、秘密情報として受領した情報を、秘密として適切に保持管理し、OBCにより認められた以外の目的で使用してはならず、また、第三者に漏洩又は開示してはなりません。ただし、受領する前にすでに自ら保有していたもの、受領する前にすでに公知であったもの、受領した後自らの責めによらずに公知となったもの、受領した後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものについては、秘密情報の対象から除外します。

7-8 その他

- ①ASOSに関する著作権を含む一切の知的所有権は、OBCに所属します。
- ②ASOSに関する一切の紛争の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

8.反社会的勢力の排除

8-1 表明・保証

OBCおよびASOS会員は、相手方に対して次の各号について表明し、保証するものとします。

- ①自己の代表者、役員、または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと。また今後もそ

のようなことはないこと。

- ②自己の事業活動に対して、出資、融資、取引その他の関係を通じて反社会的勢力が支配的な影響力を持っていることはなく、また今後もそのようなことはないこと。
- ③自己の経営に、反社会的勢力が直接的、間接的を問わず関与していないこと。また今後もそのようなことはないこと。
- ④自己または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用しないこと、および利用していると認められる行為を行わないこと。また今後もそのようなことはないこと。
- ⑤自己または役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供する、または便宜を供与する等の反社会的勢力の維持運営に協力する行為や、その活動を助長する行為を一切行わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持たないこと。また今後もそのようなことはないこと。

8-2 資格喪失・損害賠償

OBCおよびASOS会員は、相手方が前項に違反し、または虚偽の申告をしたことが判明した場合は、何ら催告なしに直ちにASOS会員としての登録を抹消することができるものとし、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

改定日 平成28年9月28日

株式会社オービックビジネスコンサルタント

取引基本約款

ASOS会員(以下、甲という。)が株式会社オービックビジネスコンサルタント(以下、乙という。)のソフトウェア、付属品、消耗品、サービス等の販売を行う場合には、以下の条項に従うものとします。

第1条 販売権付与

(1) 甲は、本約款に定める期間中、本約款に定める条項に基づき、日本国内において、乙が別途指定する乙のソフトウェアならびにこれらに付随して使用される付属品、消耗品、サービス等(以下、OBC製品という。)の再販売を行うことができる。甲は本約款に従い、OBC製品を、日本国内においてのみ、甲の顧客または依頼者にその顧客もしくは依頼者の個人または社内での内部使用の目的のために販売することができるものとする。

(2) 乙が甲に対して付与する権利は、前条に記載したOBC製品の販売権に限られ、OBC製品を複製、変更、頒布する権利ならびにOBC製品、その複製物および改変されたもの等を使用許諾する権利を含まない。

第2条 価格・注文

(1) 甲は、乙が甲に別途通知する仕切価格によって、乙に注文書を提出するものとする。乙はOBC製品の仕切価格を変更する場合、変更の通知を30日前に甲に行うものとする。仕切価格の変更とはその時点ですでに販売されている製品のその時点でのバージョンに対する仕切価格の変更を指す。

第3条 納入

(1) 乙は、甲からの注文に基づき、OBC製品を甲に納入する。

(2) OBC製品は甲の指定場所に納入するものとする。なお、当該指定場所は、特段の取り決めのない限り1ヶ所を超えることはできない。

(3) 乙から甲への納入前に生じた製品の滅失損傷変質その他一切の損害は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き乙の負担とし、納入後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き甲の負担とする。

第4条 支払い

(1) 甲は、毎月末日までに納入を受けたOBC製品に対して、翌月末日(当日が銀行休業日である場合は直前の銀行営業日)までに乙の指定する銀行口座に現金でOBC製品の購入代金を支払うものとする。支払が遅延した場合は、乙は甲が全ての支払を完了するまでOBC製品の納期を遅らせまたは未発送の注文を解約することができる。また乙は遅延未払金額に対して年

14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として甲に請求することができる。

第5条 保証

(1) 乙は、OBC製品が第三者の日本国の著作権、および特許権を侵害しないことを甲に保証する。

(2) 乙は、甲がOBC製品を受領した後30日の間、甲に対し、当該OBC製品に含まれる媒体、書類および包装がその仕上りまたは素材に関し、重大な瑕疵を含まないことを保障する。このようなOBC製品の瑕疵についてはOBC製品納入後30日以内に甲は乙に通知するものとし、乙は甲に納入した製品を瑕疵のない製品と直ちに交換するものとする。

(3) 本約款中明示的な定めのある場合を除き、乙は、OBC製品に関し、いかなる明示または黙示の保証または表明(市場性またはある特定の目的へ適合性に関する黙示の保障を含む。)も行わない。

(4) 乙は甲に対し、OBC製品の機能の追加、向上(バージョンアップ)された場合、甲の過去3ヶ月間に購入し且つその時点で在庫として保有しているOBC製品について新バージョンの発売後3ヶ月間に限り無償でOBC製品の交換を行うものとし、この期間以後は、原則として交換は行わないものとする。

第6条 責任の制限

いかなる理由によっても、乙はOBC製品の使用または不使用、納入の遅延ならびに収益、データ、取引および信用の喪失(但しこれらに限らない。)から生じる特別損害、間接的損害、付随的損害、派生的損害または不法行為に基づく損害については、当該損害の発生可能性について知らされていたかに拘らず、これらの損害に対し責任を負わないものとする。なお、乙の金銭的な損害賠償額は、甲によって乙に支払われた金額を上限とする。

第7条 著作権および商標権

(1) 甲は、販売されるOBC製品の著作権表示および商標表示に関し、乙の指示に従うものとする。

(2) 甲は、乙の著作権、商標権その他の知的財産権の不適當または不当な使用につき知った場合には、かかる使用につき乙に知らせるものとする。甲は、特にOBC製品の商標を変更、汚損もしくは消去せず、またはOBC製品の出所および同一性に関し公衆を欺きまたは混乱させるようなOBC製品の表示の変更をしてはならない。

第8条 教育および情報提供

乙は、甲に対しOBC製品の販売に乙が必要と認める教育および情報の提供を有償または無償で行うものとする。

または本約款に定めのない事項について、甲および乙が誠意をもって協議しこれを解決する。

平成22年6月21日

第9条 期間および解約

(1) 本約款は、甲がASOS会員である間、適用されるものとする。

(2) 前項に拘らず、甲が本約款の重要な条項に違反し、当該違反がその旨の書面による催告の通知後30日以内に是正されなかった場合には、本約款第1条に定める販売権その他甲の有する本約款上の権利を失うものとする。

(3) 甲が次の各号に該当するときは、催告を要せず直ちに前項の権利を失うものとする。

- I. 合併、解散、減資、営業の廃止または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡もしくは賃貸の決議を行い、資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じた場合。
- II. 自己振出または引き受けの手形・小切手を不渡りとし、または支払不能となった場合。
- III. 仮差押、差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てまたは公租公課滞納処分を受け、あるいは破産、民事再生、会社更生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあった場合または清算に入った場合。
- IV. 全各号の他、本約款に定める義務の履行が困難となり、またはそのおそれがあると認められる場合。

(4) 甲は、本約款の適用を受ける地位を失い、その他本条第(2)項または第(3)項の適用ある場合には、30日以内に全ての機密情報(これに関する全ての複製物を含む。)を乙に対し返却するものとし、電子データ等返却することのできないものは消去のうえ、乙にそれを証明するものとする。

株式会社オービックビジネスコンサルタント

第10条 一般条項

(1) 甲は、乙の事前の書面による同意がない限り、本約款上の権利または義務を第三者に譲渡することはできない。

(2) 乙は、甲に対する債権と債務をいつでも任意にその弁済期の如何にかかわらず、対当額で相殺することができるものとする。

(3) 本約款上の全ての通知は書面によりなされるものとする。

(4) 本約款は、日本国法に準拠しこれに従って解釈されるものとし、本約款に関する争訟は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(5) 本約款の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、